

議案第 4 号

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 16 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の改正を踏まえ、特定教育・保育の提供の都度行うものとされていた受給資格等の確認を必要に応じて行うものとするとともに、当該確認を支給認定証のほか支給認定の区分等が記載された通知により行うものとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。